

1 業務名

仙台まもらいだー・インターネット巡視事業

2 業務概要

児童生徒が、SNS やインターネット掲示板での誹謗中傷や不正な個人情報の掲載のトラブル、危険な犯罪被害に巻き込まれないようにするために、SNS やインターネット掲示板等を定期的に関連するインターネット巡視（以下「ネットパトロール」という。）や、問題のある書き込みの削除支援、啓発活動やネットトラブル相談対応等を行う。

3 業務履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 調査対象校

仙台市立学校 計 188 校（小学校 118 校、中学校 64 校、高等学校 4 校（定時制課程含む）、中等教育学校 1 校、特別支援学校 1 校）

5 業務内容

（1） ネットパトロール

① 調査対象サイト

インターネット上の仙台市立学校に関する非公式サイト及び仙台市立学校の児童生徒に関する有害書き込み（以下「学校非公式サイト等」という。）等。ただし、「有料、会員制、招待制、パスワード制限等、閲覧に制限があるサイトの調査」については対象外とする。

② 調査方法

インターネット上の学校非公式サイト等を学校名、学校名の略称・俗称、学校所在地やリスクレベル表(p.2【リスクレベル表】参照)を基にして、調査対象となるサイト及び書き込みを収集、分類する。

③ 調査実施期間

ア 定期監視

調査対象校に関連する学校名やキーワード等を収集し、原則として各学校月 1 回以上検索する。監視回数や監視時期等は、教育委員会と協議を行い決定する。

イ 常時監視

リスクレベル中・高の書き込みを検出した場合、有人目視等による常時監視を行う。監視期間は、教育委員会と協議を行い決定する。

ウ 緊急監視

緊急の検索を行うよう教育委員会が指示した場合には、緊急監視を行う。監視内容や監視期間等は、教育委員会と協議を行い決定する。

【リスクレベル表】

レベル	内容	教育委員会・学校の対応	報告頻度 報告方法
高	○緊急性の高い内容 ・生命に関わる情報 ・いじめに関わる情報 ・不法行為や犯罪予告 等	・該当児童生徒の確認 ・警察への通報等、予め定めた手順で対応	随時報告 電子メール 緊急連絡
中	○緊急性はないが、早期の対応及び指導等が望ましい内容 ・自分自身の個人情報の公開 ・他人の個人情報の公開(集合写真等含む) ・不適切行動 等	・削除依頼等の必要な措置及び適切な指導	随時報告 発見日から 3日以内 電子メール
低	○緊急性はないが、必要に応じて適切な指導・対応が望ましい内容	・削除依頼等の必要な措置及び適切な指導	定期報告 月1回 電子メール

④ 報告

教育委員会への報告については、閉庁日を除き、午前8時30分から午後5時15分は、電話又は電子メールにて行うものとする。電子メールにて報告する場合は、マイクロソフトワード又はエクセルで資料を作成し、必ずパスワードを設定する。

ア 定期報告

受託者は、毎月5日までに、前月の業務の進捗や調査結果の集計・分析などをした月例報告書を教育委員会に提出すること。月例報告書は、任意の様式により各月の業務の進捗が分かるものとする。ただし、3月の業務については、3月31日までに提出すること。

イ 随時報告

受託者は、リスクレベル中・高に分類された書き込みについて、下記のとおり報告すること。報告については任意の様式とするが、問題のある書き込み等を画像として保存し添付するとともに、検出した学校非公式サイト等のURL、書き込み者に係る情報、問題のある書き込みの問題点を明示するなど、教育委員会と協議を行い決定すること。

<レベル中>

発見日から起算して、閉庁日を除き3日以内に、教育委員会が定めたメールアドレスへ電子メールにて報告すること。

<レベル高>

発見しだい、直ちに教育委員会が定めたメールアドレスへ電子メールにて報告するとともに、教育委員会が定めた電話連絡先へ緊急連絡を行い、事案の沈静化を確認するまで常時監視すること。

なお、必要に応じて、警察への情報提供を行うものとする。

(2) 問題のある書き込みの削除支援

問題のある書き込みについて、教育委員会の指示のもと、受託者がサイト管理者やプロバイダ等に削除依頼をする。また、削除の実行について確認し教育委員会に報告するとともに、常時監視を続けること。

(3) 啓発活動やネットトラブル相談対応

① 啓発活動

情報モラル教育に係る内容等、児童生徒や保護者への説明に役立つ情報を、教育委員会と調整のうえ、年4回以上発信すること。

② ネットトラブル相談対応

問題のある書き込みに係る追跡調査や削除依頼等、学校から相談があった場合は対応し、その結果について教育委員会に報告すること。

6 業務実施体制

- (1) 受託者は、本仕様において定める業務ごとの責任者の役職及び氏名、業務全体の管理者の役職及び氏名など、実施体制について明らかにすること。なお、ネットパトロールに係る責任者は、ネット監視業務に従事する経験が3年以上の者とする。
- (2) 本業務において取り扱うすべての情報に対し、業務履行場所及び業務従事者は、十分なセキュリティを有し、守秘義務の徹底を遵守する環境を有すること。なお、業務履行に必要な情報端末や用具等は、受託者の負担とする。

7 情報管理

(1) 情報セキュリティシステムについて

個人情報の管理を適切に行うことができるよう、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)認定によるプライバシーマーク制度の認定を有すること、または、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC27001」の認証を取得しているものとする。

(2) 情報セキュリティに関する研修について

本業務に関する守秘義務や個人情報保護に関する内容の徹底を図るため、本業務に従事するものに対し、ISO27001に準拠した研修を年1回以上実施すること。

8 委託料の支払い方法

委託料の支払いは、受託者の業務完了報告書に基づき、四半期ごとに行う。

9 業務実施上の注意事項

- (1) 受託者は、この仕様書に従い、委託業務履行に関する法令を遵守して当該業務を行うこと。
- (2) 個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特記事項」及び「個人情報取扱安全管理基準」を遵守すること。
- (3) 業務の実施にあたり、委託者が不相当であると認め業務実施に支障が生じていると判断した場合については、受託者は直ちに業務改善の措置を講じなければならないこと。
- (4) 委託業務の実施中に、受託者の故意又は過失により問題となる事故等が発生した場合には、受託者は速やかに報告書をまとめ、委託者に提出するとともに、受託者の責任において処理すること。
- (5) 業務上の疑義が生じたときは、必ず委託者の指示を受けて実施すること。

10 その他

この仕様書に定めが無い事項については、委託者と受託者が協議の上、決定すること。

11 担当

仙台市教育局学校教育部教育相談課生徒指導班

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 仙台市役所上杉分庁舎13階

TEL022-214-8878 Fax022-264-4437 E-mail : kyo019220@city.sendai.jp (教育相談課代表)